

大桑村環境基本計画



平成30年9月

大 桑 村

目 次

第1章 計画の基本事項

- 1. 計画策定の背景と目的 1
- 2. 計画の位置付け 2
- 3. 計画の対象とする環境（範囲） 3
- 4. 計画の期間 3

第2章 村の現状と住民意識

- 1. 大桑村の地域特性 4
 - (1) 位置、地域の特性
 - (2) 人口の動向
 - (3) 産業・経済
 - (4) 土地利用
- 2. 環境に関する住民の意識 6

第3章 環境施策の展開

- 1. 環境理念 7
- 2. 環境目標 7
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 資源の有効活用
 - (3) 環境汚染の防止
 - (4) 環境意識の向上
- 3. 環境施策の体系 9
- 4. 環境施策の内容 10

第4章 計画の推進体制と進行管理

- 1. 各主体の役割 14
- 2. 推進体制と進行管理 16

資料編

- 大桑村環境基本条例 17
- 大桑村ポイ捨て等防止条例（施行規則） 21
- 大桑村不法投棄監視連絡員設置要綱 23
- 地域景観整備事業補助金交付要綱 24
- 大桑村環境審議会規則 25
- 大桑村環境審議会名簿 25

第 1 章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景と目的

私たちの大桑村は、村域の95.7%を森林が占め、中央アルプスの雄大な山々と木曽ヒノキに代表される森林資源、中京圏の水源である木曽川やその支流の阿寺川など、輝く緑と豊かな水、そして澄んだ空気に包まれた豊かな自然の中で、歴史を刻み、文化を継承し、様々な産業を育んできました。

一方で、日常生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた現代の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させ、大気汚染や河川の汚濁、オゾン層の破壊、地球温暖化等、深刻な環境問題を引き起こし、多くの種の絶滅とともに人類の未来をも脅かすものとなってきています。

こうした様々な環境問題が発生する中、地球規模で環境・エネルギーへの関心が高まっており、国から自治体、住民一人ひとりまで、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動を起こすべき時代が到来しています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、かけがえのない自然環境を守り、育み、さらに次の世代へ引き継いでいく責務を負っています。私たちの生活が環境に与える影響を自覚し、自らの生活や社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生を図りながら、環境負荷の少ない社会を築いていかなければなりません。

村ではこれまで、自然保護や公害の未然防止をはじめ、住民の環境美化運動の促進、広報啓発活動や学校における環境教育の推進、公共施設における省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減、住宅等への太陽光発電システムの設置支援など、環境保全に関する各種施策を推進してきました。今後更に、自然環境の保全や住民の自主的な環境保全運動の促進や、自然・景観との調和に配慮した多面的な環境・エネルギー施策を推進し、内外に誇りうる村づくりを進めていく必要があります。

このような社会情勢を踏まえ、私たちが互いに協力し、学び合い、自ら参加して、大桑村の豊かで美しく良好な環境の保全と創造を積極的に推進するため、平成28年に「大桑村環境基本条例」を制定しました。

2. 計画の位置付け

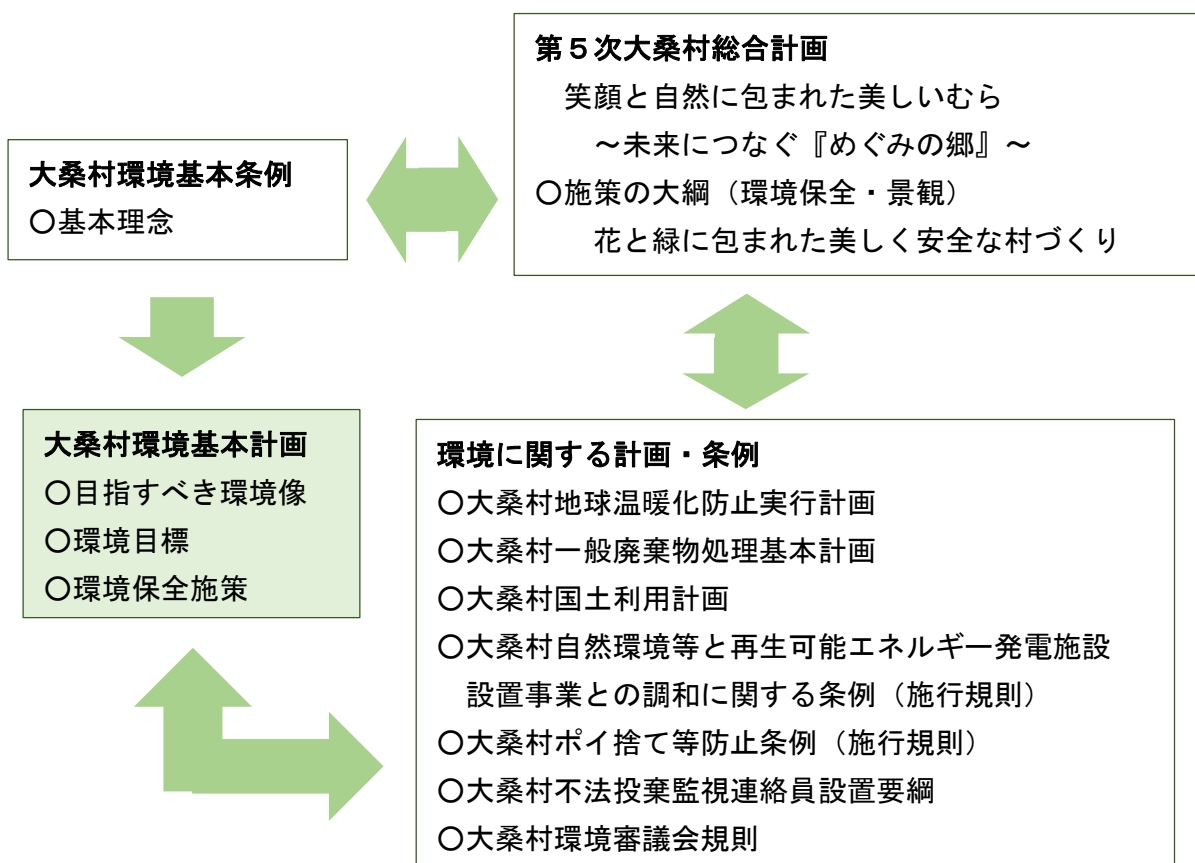
本計画は、環境基本条例（第8条）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、同条例第3条に示された4つの基本理念の実現を目指すための計画です。

「第5次大桑村総合計画」をはじめ、環境に関連する各種計画等との整合を図りつつ、地域特性を踏まえ、本村の目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための基本的な施策や環境への配慮事項を具体化し、環境行政の基本的な方向性を示します。

併せて、住民や事業者の役割を示すことにより、住民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します。

■「大桑村環境基本条例」の基本理念

1. 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう適切に行われなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
4. 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。



3. 計画の対象とする環境（範囲）

本計画は、「自然環境」、「社会環境」、「生活環境」、「廃棄物などの物質循環」といった身近な環境から、「地球環境」まで幅広い環境を対象とします。

■計画の対象とする環境（範囲）

環境問題の分野	環境に関するキーワード	関連するキーワード
自然環境	森林資源、農業資源、河川、野生生物、生物多様性、特定外来種 等	観光、風景、農林水産業、農畜産物、地産地消、農業体験 等
社会環境	環境保全型農業、景観、歴史的文化的遺産、公園、環境美化活動、環境教育・環境学習 等	
生活環境	大気汚染、水質汚濁（生活排水処理を含む）、悪臭、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等	交通インフラ・安心・安全 等
廃棄物などの物質循環	ごみの減量・分別、リサイクル（3R）、不法投棄、野焼き 等	ゴミ・リサイクル 等
地球環境	地球温暖化、温室効果ガス（二酸化炭素等）、再生可能エネルギー 等	森林資源・植樹 等

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度の6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

（平成）年度	29	30	31	32	33	34	35
第5次大桑村総合計画							
大桑村環境基本計画							

第2章 村の現状と住民意識

1. 大桑村の地域特性

(1) 位置、地域特性

本村は長野県の南西部、木曽郡の南部に位置し、東西約 30km、南北約 10km、総面積 234.47 ㎢で、東は南駒ヶ岳、空木岳等中央アルプスの山々によって伊那谷に接し、南は南木曽町に、西は奥山界岳によって岐阜県中津川市及び王滝村に、北は上松町に隣接しています。

地勢をみると、村の中央部を北東から南西にかけて流れる木曽川へ、伊那川、殿小川、阿寺川等の小中河川が流入し、起伏の激しい複雑で急峻な地形をなしています。また、総面積の 95.7%を森林が占め、集落、耕地は木曽川とその支流の比較的平坦な標高 500m～800mの地域に小規模に散在しています。

交通条件では、村の中央部を横断する木曽川の流れに沿って国道 19 号、J R 中央本線が走っており、木曽町まで 24km、中津川市まで 33km の距離にあり、松本空港及び名古屋空港までそれぞれ車で約 2 時間、中部国際空港まで車で約 3 時間の距離にあります。

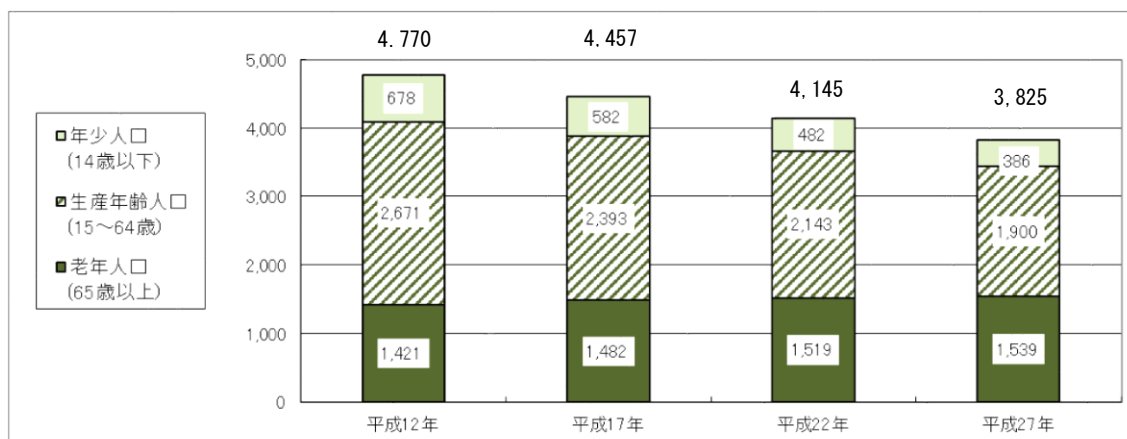
(2) 人口の動向

本村の総人口（平成 27 年国勢調査）は 3,825 人、世帯数は 1,522 世帯となっており、これまで減少傾向で推移しています。また、65 歳以上人口と、65 歳以上一人世帯数とともに増加しており、過疎化、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

■人口、世帯数（国勢調査）

（人口：人）

項 目	H12	H17	H22	H27
総 人 口	4,770	4,457	4,145	3,825
年少人口（15 歳未満）	678	582	482	386
生産年齢人口（15～64 歳）	2,671	2,393	2,143	1,900
老年人口（65 歳以上）	1,421	1,482	1,519	1,539
年齢不詳	0	0	1	0
世 帯 数	1,620	1,574	1,537	1,522
一世帯当たり人数	3.20	3.11	2.94	2.51



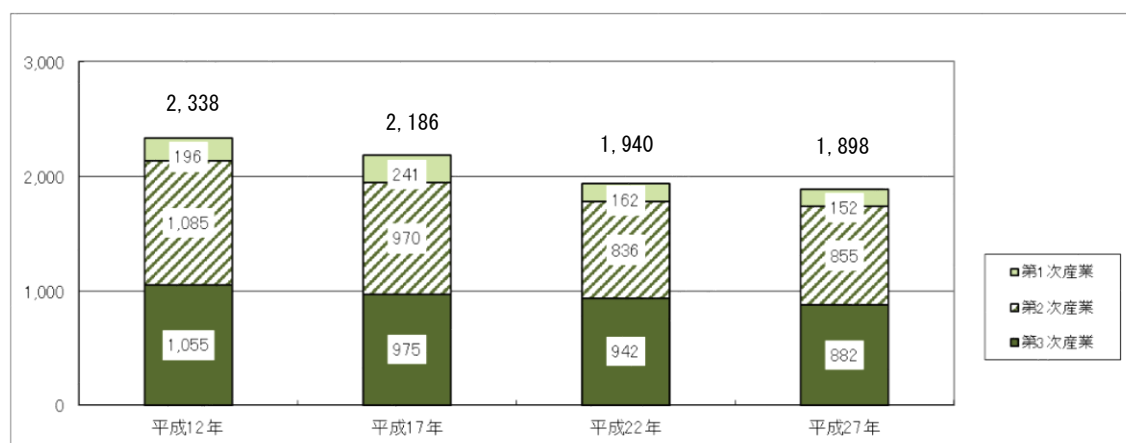
■年齢構成比率の比較（平成 27 年国勢調査）

	大桑村	長野県	国
年少人口（15 歳未満）	10.1 %	13.0 %	13.3 %
生産年齢人口（15～64 歳）	49.7 %	57.0 %	62.9 %
老年人口（65 歳以上）	40.2 %	30.1 %	23.7 %

(3) 産業・経済

本村の就業者数（平成 27 年国勢調査）1,889 人を産業別で見ると、第一次産業が 152 人、第二次産業が 855 人、第三次産業が 882 人となっています。県平均と比較すると、第二次産業の構成比率が高く、第三次産業の割合が低いのが特徴です。

■就業構造の動向（国勢調査）



■産業別構成比率の比較（平成 27 年国勢調査）

	大桑村	長野県	国
第 1 次産業	8.0 %	9.3 %	4.0 %
第 2 次産業	45.3 %	29.2 %	25.0 %
第 3 次産業	46.7 %	61.6 %	71.0 %

(4) 土地利用

村の大部分が山林であり、そのうち 7 割を国有林が占めています。集落、耕地は木曽川とその支流の比較的平坦な地域に小規模に散在しています。

■地目別土地面積（平成 28 年度固定資産概要調書）

	田	畑	山林	原野	宅地	その他	合計
面積（km ² ）	1.30	1.24	207.09	2.57	1.14	21.13	234.47
割合（%）	0.6	0.5	88.3	1.1	0.5	9.0	100.0

2. 環境に関する住民の意識

第5次大桑村総合計画後期基本計画策定のための住民アンケートの調査結果(平成29年12月)では、大桑村の魅力について、1位は「自然環境が豊かである」(74%)、2位は「上下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が整っている」(22%)となっており、自然環境を村の魅力と感じる人が特に多くなっています。居住地域、性別、年齢の属性別でも、すべての層で「自然環境が豊かである」が1位に挙げられています。

また、環境保全に対する住民の取り組み意識では、70%の住民が「環境美化や水質浄化、省資源・省エネルギー、アイドリングストップなど、環境に配慮した生活をしている」、79%が「ごみ減量化のための3R運動をしている」と答えており、環境に対する意識とその取り組みが、すでにある程度の高いレベルで浸透していることがわかります。

大桑村の魅力であり、村民の誇りである「豊かな自然環境」を、将来にわたって維持、保全しようという高い住民意識を基盤として、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で、あるいは連携し一体となって、豊かな自然環境の維持と、より良い環境づくりのための積極的な取り組みが求められています。

第3章 環境施策の展開

1. 目指すべき環境像

大桑村がめざす将来像は、第5次大桑村総合計画に掲げられた、
笑顔と自然に包まれた美しいむら ～未来につなぐ『めぐみの郷』～ です。
将来像の3つの基本視点「大桑らしさ」・「暮らしやすさ」・「連携と協働」と、
大桑村環境基本条例に掲げられた4つの基本理念をもって、本計画における環境像とします。

■「大桑村環境基本条例」の基本理念

1. 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 環境目標

(1) 自然環境の保全

大桑村は、中央アルプスと奥三界岳等の山々に囲まれ、それらを水源とする木曽川とその支流である伊那川、阿寺川等の水環境、そこを生息区域とする多種多様な動植物に恵まれています。そしてこれらの自然環境は、小規模に散在する農用地を潤し、美しい景観を形成しています。

健全な森林、清浄で豊かな水、汚染のない土壌や大気を維持し、持続的に利用することが、将来にわたる農林業の振興と、美しい景観に囲まれた健やかな生活環境を守ることに繋がります。農林業行政と連携しながら、水環境の保全、生物多様性の保全、景観の保全に取り組みます。

施策の方向性	①水を守り育む	②生き物を守り育む	③美しい風景を守る
--------	---------	-----------	-----------

(2) 環境美化運動・環境保全運動の促進・再生エネルギーの導入（資源の有効活用）

我が国は、多くの資源を外国から輸入し、生活や仕事・産業の様々な場面で大量に消費してきました。特に、地球温暖化は地域の気候変動にとどまらず、地球上の各地に干ばつ、洪水、農地の荒廃等の深刻な影響をもたらすものです。

東日本大震災の影響により電力事情が大きく変化する中、省エネルギーや太陽光などの再生可能エネルギーの利用の促進、二酸化炭素の削減とも密接な関係にある廃棄物の適正処理やリサイクルの推進も求められています。

資源とエネルギーの大量消費と大量廃棄のスタイルを見直し、限りある資源を有効に利用し、二酸化炭素の排出を抑えていくために、ごみの減量化とリサイクル、エネルギーの省力化に取り組みます。

施策の方向性 ①ごみを減らす ②エネルギーの省力化

(3) 地球温暖化対策の推進・公害、環境汚染の未然防止（環境汚染の防止）

健康で安全安心に暮らせる環境であるためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害防止対策の充実が基本です。また、野焼き、ごみのポイ捨てや不法投棄、高齢化などに伴う空き家や耕作放棄地などの問題を含め、住民の生活環境の維持、向上という視点からの検討も求められています。

住民の健康と、安心安全で快適な生活環境、そして持続的に利用できる農業生産環境や自然環境を守るため、公害防止対策を継続するとともに、ダイオキシン類等新たな環境汚染物質への対処も講じていきます。

施策の方向性 ①公害を防ぐ ②新たな環境問題を防ぐ

(4) 環境意識の向上

自然環境の保全、資源の有効利用、環境汚染の防止は、すべての住民、事業者、行政が取り組むべき課題です。そのためにはまず、自らの生活や事業・産業活動によって生じる環境負荷、そして、地域及び地球規模の環境問題に関心をもち、正しい知識をもって、主体的に行動することが必要です。あるいは、環境問題だけでなく、農林業をはじめとした人と自然環境とのかかわり方を理解し、体験を通して親しむことも重要です。併せて、環境に配慮した事業活動の支援や行政による環境対策の率先実行も求められています。

学校教育や生涯学習とも連携しながら、環境啓発と環境教育、環境体験の場づくりを推進していきます。

施策の方向性 ①環境にやさしい暮らし ②環境教育の推進

3. 環境保全施策（体系）

笑顔と自然に包まれた美しいむら ～未来につなぐ『めぐみの郷』～



4. 環境保全施策（内容）

（1）自然環境の保全

方向性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
① 水を守り育む	水辺を保全する	河川、水路の水質浄化	下水道、浄化槽の普及率向上に努め、河川、水路の水質浄化を図る	住民. 行政
		水質検査	ごみ処理施設の環境影響を監視するための河川水質検査の実施 【木曽川、大沢】	行政
		河川パトロール	河原への漂着物の撤去、不法投棄監視等のため、一級河川、準用河川のパトロールを実施 【県、村】	行政
			観光客の多い阿寺溪谷内の環境、安全パトロールを実施	行政
		河川愛護団体の活動支援	水辺の環境整備活動を行う河川愛護団体の育成、活動強化を図り、自主的な活動を一層促進する 【県事業】	住民. 行政
		自然型川づくりの推進	河川改修にあつては多自然型川づくりを推進し、水辺の保全、復元を進める	行政
	水源を保全する	水源涵養	計画的な森林整備による水源の涵養と保水機能の確保を進める	住民. 行政
		緑化活動	植樹祭、緑の少年団等、緑化活動への参加、啓蒙を促進する	住民. 行政
② 生き物を守り育む	貴重な動植物を守り育てる	希少野生動植物の保護・育成	希少動植物種の現状を把握し、保護・育成策を進める 【天然記念物、絶滅危惧種等】	住民. 行政
		地域景観整備事業	地域住民等が自発的に継続して行なう希少な動物、植物等の復活、保護事業に要する経費に対して補助金を交付。【村事業】	住民
	生物多様性の保全に取り組む	外来植物の増加抑制	アレチウリ、オオキンケイギク等、特定外来植物の現状把握、土地所有者への啓発と計画的な駆除	住民. 行政
		野生鳥獣の個体調整	野生生物の調査に基づき、必要に応じて有害鳥獣の個体調整を実施する 【有害鳥獣被害防止対策協議会】	住民. 行政
		有害虫等の対策	マツクイムシ、カシノナガキクイムシ等、森林生態系に多大な影響を及ぼす有害虫の駆除対策を進める 【森林病虫害防除連絡協議会】	住民. 行政
③ 美しい風景を守る	優れた景観資源を守る	関係例規の遵守	大桑村環境基本条例、環境基本計画等に基づき、それぞれの立場で環境保全に努める	住民. 行政 事業者
			村内の開発行為にあつては「環境基本条例」「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」等に基づき、環境、景観に十分に配慮し、慎重に対処する	住民. 行政 事業者
		屋外広告物の規制	「大桑村屋外広告物違反処理要領」に基づき、景観に配慮した適切な管理に努める	行政. 事業者
		景観保全活動の推進	国道19号沿いごみ拾い活動への積極参加（商工会、観光協会、建設事業協力会、木推協、社協、議会、村職員互助会 等）	住民. 行政 事業者

		道路河川整備事業 交付金	地域住民が自発的に行う、道路河川の保全活動 を支援する【村事業】	住民. 行政
		遊休荒廃農地の抑 制と農業の活性化	農業生産組織の育成、地域ブランド、体験型観 光農業等、農地の有効利用を促進し、農業の活 性化を図り、遊休農地の拡大を抑制する	住民. 行政 事業者
		空き家対策	空き家情報バンク制度による空き家の活用、空 き家対策事業補助金等による改修補助、空き家 等の適正な管理に関する条例等による適正な 管理を図る【村事業】	住民. 行政
	美しい景観 を形成する	豊かな森林資源の 保全、循環	木曽川上下流交流による森林整備、山林の保 育、里山の整備に取り組むとともに、森林資源 の市場拡大を図る	住民. 事業者
			周辺の植生を飲み込んでいく放棄竹林の拡大 を抑制する	住民
		地域景観整備事業	美しい地域づくり、潤いのある生活環境の実現 を図るため、地域住民等が自発的に継続して行 なう事業に要する経費に対し、予算の範囲内で 補助金を交付する。三色桃の植栽・保育等 【村事業】	住民
		信州ふるさとの道 ふれあい事業	信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシ ステム）による、県道沿線の美化活動等を行う地 域団体に対する支援【県事業】	住民

(2) 資源の有効活用

方 向 性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
①ごみを減らす	ごみを出さ ない消費生 活	3 R運動の推進	Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再 利用）の推進、啓発	住民. 行政 事業者
		簡易包装の推進	マイバッグやエコ商品の利用、レジ袋削減、簡 易包装など小売店を含めた取組みを推進する	住民. 行政 事業者
		買い物袋持参運動 の推進	「木曽地域レジ袋の無料配布中止に関する協 定」を締結（イオンリテール㈱、長野県 A コー プ、郡内全町村、地域振興局、郡消費者の会連 絡会、郡連合婦人会）	住民. 行政 事業者
		県事業と連携した 啓発活動	チャレンジ 800 ごみ減量推進事業「残さず食べ よう！ 30・10 運動」の推進 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェ クト」協力店の募集・登録【県事業】	住民. 事業者
	分別収集・ リサイクル の徹底	地域団体等による 回収促進	「資源回収事業奨励金」の活用により地域・住 民団体等によるリサイクル品の回収活動を促 進する【村事業】	住民. 行政 事業者
		リサイクル品目の 分別収集	住民のリサイクル意識を高め、分別の徹底を図 る	住民
			リサイクル品目を分別しやすく、出しやすくす るため、更に利便性の高いリサイクルステーシ ョンの設置、運営を図る	行政
	ごみの適正 処理	ごみステーション の管理	ごみの散乱を防止するため、村内ごみステーシ ョンの管理を適切に行う	住民
		事業所における廃 棄物の適正処理	産業廃棄物、事業ごみの適正処理を確実に 行い、減量に努める	事業者

方向性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
② エネルギーの省力化	二酸化炭素排出量を減らす	使い捨て石油製品の使用自粛	使い捨ての食器類など、使い捨て石油製品の使用自粛を促進する	住民. 行政
		森林整備	森林整備計画、森林経営計画に沿って森林整備を進め、二酸化炭素吸収固定量の増加を図る	住民. 行政
	省エネルギーを進める	省エネ製品導入の推進	照明機器の LED 化等、省エネ型家電製品への変換に努め、冷暖房の適正な温度設定など省エネ生活を推進する	住民. 行政 事業者
		エコドライブの推進	アイドリングストップ等エコドライブを心がけ、低公害車、低燃費車の導入に努める	住民
	新エネルギーの導入を進める	最新技術の情報収集と積極導入	環境にやさしいエネルギーを幅広く取り入れるため、最新技術の情報収集と提供に努め、積極的な導入を促進する	住民. 行政 事業者
		太陽光発電システム設置補助金	再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電システム設置補助金等による支援を行う【村事業】	住民. 行政
		森のエネルギー推進事業補助金	県産材の活用と木質バイオマスエネルギーの利用を促進するためペレットストーブの購入に対して補助金を交付する【村事業】	住民. 行政
		再生可能エネルギー設備の積極導入	新庁舎等、公共施設の建設にあたっては、太陽光の活用や、地熱の利用等、再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討する	行政

(3) 環境汚染の防止

方向性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
① 公害を防ぐ	公害を知る	公害に関する学習を進める	公害や化学物質が身体に及ぼす被害を知るため、情報提供を進める	行政
		関連法令の周知徹底	水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等に関連する法令の周知を図り、その徹底を図る	住民. 行政 事業者
	大気汚染・悪臭を防ぐ	野焼きの抑制	野焼きに関する正確な情報提供を進め、禁止事項の普及啓発を図る	住民. 行政
		農業系廃棄物の適正処理	農業系廃棄物（農業用マルチ等）の適正な処理を推進する	住民
		小型焼却炉撤去の促進	家庭、事業所、農地等に設置されている小型焼却炉の撤去を促進する	住民. 行政 事業者
		悪臭発生源の特定と対策の実施	悪臭に関する苦情に基づき、その発生源を特定し、適切な対策を講じる	住民. 行政 事業者
	騒音・振動を防ぐ	騒音発生源の特定と対策の実施	騒音に関する苦情に基づき、その発生源を特定し、適切な対策を講じる	住民. 行政 事業者
		建設工事における環境対策	建設工事現場周辺の自然環境の保全、公害防止、周辺住民の生活環境の保全に配慮することとし、騒音・振動・排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする 土木工事現場必携(県)に準じて指導する	事業者. 行政

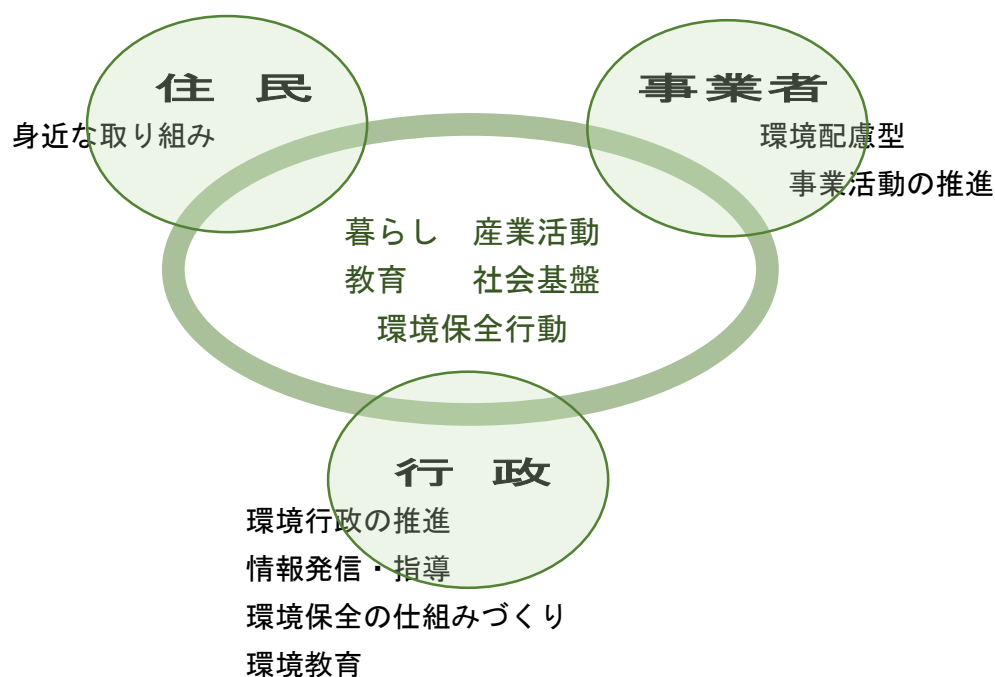
方向性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
② 新たな環境問題を防ぐ	ダイオキシン類等の発生を抑制	関連施設における調査	現状を把握、監視するため、木曽クリーンセンター等ごみ処理施設及びその周辺におけるダイオキシン類調査を実施する【木曽広域連合】	行政
		県等と連携した監視体制と適正管理	ばい煙や揮発性有機化合物排出施設、ダイオキシン類規制の対象施設等に対する立ち入り検査や排出ガス測定等の監視により、適正な管理を徹底する	事業者. 行政
			酸性雨、光化学オキシダント、PM2.5等、大気環境の状況について、専門調査機関と連携し、正確な情報提供と適切な対応を図る	事業者. 行政
			P C B（ポリ塩化ビフェニル）等有害化学物質の、法（PCB 特別措置法）に基づく適正管理	事業者. 行政
	不法投棄の抑制	不法投棄監視連絡員	廃棄物の不法投棄等行為の早期発見と未然防止の為、不法投棄監視連絡員を置き、パトロールによる情報収集や、通報、指導に当たる	行政
		車両等放置の抑制	景観を阻害する自動車、二輪車、農耕車、自転車等の放置抑制と撤去を進める	住民. 行政
		ポイ捨ての抑制	大桑村ポイ捨て防止条例に基づき、空き缶・たばこの吸い殻等の散乱や、ふん害の防止等、地域の環境美化を促進する	住民. 行政 事業者

(4) 環境意識の向上

方向性	具体的施策	個別施策	内容	実施者
① 環境にやさしい暮らし	環境に配慮した生活	情報発信の推進	環境に配慮した生活様式に関する多様な情報を様々な媒体で積極的に発信する	行政
	環境美化活動を進める	環境美化活動の推進	地域や団体による環境美化活動に対する参加協力・支援を行う	住民. 事業者
		環境美化監視員の設置	ポイ捨て防止条例に基づき、地域における環境美化の促進を図るため環境美化監視員を置き、パトロール、指導、啓発活動を行う	住民. 行政
② 環境教育の推進	遊べる自然を守り、つくる	野外教育活動の実施	小中学校、P T A、地域等の活動で、身近な自然体験、野外活動の機会を創出する	住民
		自然観察会の開催	地域の自然を知り、環境の保全に関する意識向上のため、生涯学習や学校教育等の活動機会の中で、自然観察会等を開催する	住民. 行政
	学習機会の充実	景観形成に関する意識の向上	広報誌、生涯学習、学校教育等を通して、景観形成に関する住民意識の向上を図る	住民. 行政 事業者
		省エネ意識の啓発	節電をはじめとした、省エネルギーに対する意識を高める	住民. 行政 事業者
		環境問題に関する意識の啓発	日常生活における環境汚染、環境負荷との係りについて理解、認識を深める	住民. 行政 事業者

第4章 計画の推進体制と進行管理

1. 各主体の役割



(1) 住民

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが日常生活の中で環境への取り組みを実践していくことが重要です。個々の小さな取り組みの積み重ねが、村全体の大きな取り組みにつながり、良好な環境を維持していくための大きな力となります。さらに、各自の取り組みに加えて、各集落や行政区、PTA、各団体との連携も非常に重要です。また、村外の個人、団体等の協力を呼びかけることも大切です。

② 生活様式を見直し、環境にやさしい生活に改善します。

②身近な自然に親しみ、守り育んでいきます。

③環境保全の取り組みに積極的に参加します。

- ・ライフスタイルの見直し
- ・ごみの発生抑制・再使用・再資源化
- ・ごみの分別収集の徹底、生ごみの堆肥化
- ・廃棄物の屋外焼却（野焼き）に係るルールへの遵守
- ・生活雑排水への配慮、浄化槽点検などの徹底
- ・チャレンジ800等への取り組み
- ・環境美化・保全活動への参加
- ・空き家等の適正管理
- ・不法投棄やごみ等の放置の防止・監視・啓発 など

(2) 事業者

事業活動が環境に与える影響の大きさを考慮し、企業利益の追求のみならず環境への配慮がより重要となっています。このため、エコビジネスへの参入や、環境マネジメントシステムの導入などにより、環境に対する取り組み状況や効果を検証するとともに、その結果を公表していくことが必要であり、こうした環境面での取り組みは、消費者からの評価につながります。また、企業単位としてだけでなく、業界や地域等と協力して、広域的に取り組んでいくことも求められています。

- ①環境関連法令に基づく規制、基準などを遵守します。
- ②村や住民が行う環境保全事業などに積極的に参加・協力します。
- ③環境を守りはぐくむための活動を、自主的・積極的に推進します。

- ・ 林業の一貫体制等の構築
- ・ 環境マネジメントシステムの導入
(事業活動による公害防止と環境負荷の計画的な削減)
- ・ 産業廃棄物の適正な処理
- ・ 製品や廃棄物等の資源化、リサイクル法や各種規制の遵守・徹底
- ・ 環境美化や保全活動への参加・貢献
- ・ 行政が実施する施策への協力 など

(3) 行政

教育行政の分野では、村内の環境問題を認識しながら、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子ども達の、環境を大切にすることを育てることが重要です。学校教育や生涯学習活動の様々な機会をとらえ、子どもから大人まで、全村民が環境問題に常に関心を持ち、自らが進んで環境保全に取り組める環境教育を推進します。

また、行政全般として、地球温暖化対策等、環境に配慮した取り組みを率先して行うとともに、住民、事業者等の理解、協力を得るためにも積極的な情報提供を行うことが重要です。同時に、計画にかかる目標の設定や進行管理に努めます。

- ①計画推進の先導役として、自ら率先して環境保全活動を実践します。
- ②国・県・近隣の町村などと連携を図ります。
- ③住民・事業者・行政が共同して取り組む仕組みづくりを行います。
- ④環境に関する情報の収集と提供に努めます。

- ・ 環境基本計画の進行管理
- ・ 公共的施設での環境に関する先進的な取り組みの実施
- ・ 新たな条例、環境ビジネスなどの導入検討
- ・ 環境学習・環境教育、交流活動の促進
- ・ 環境保全活動等の普及・啓発
- ・ 環境、環境施策に係る人材の育成・ネットワーク化の促進
- ・ 各種環境施策の支援・指導 など

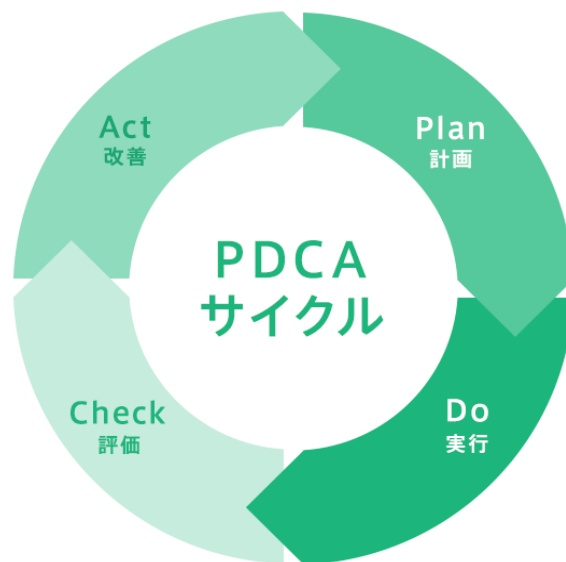
2. 推進体制と進行管理

計画の推進に向けて、行政の各分野で、様々な事業実施に積極的に取り組めます。また、広域的な対応が必要な施策については、国や県、近隣町村と連携した取り組みを推進していきます。

大桑村環境審議会では村長からの諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全、創造に関する基本的事項について村長に意見を述べます。

計画の進行管理は、毎年度、各事務事業の行政評価で行い、PDCAサイクルのもと、次年度の円滑な事業遂行に反映します。

計画において、環境に関する国の施策や社会情勢の変化等によっては、計画期間にとらわれず、必要に応じて見直しを図ります。



○大桑村環境基本条例

平成28年6月16日条例第19号

私たちの大桑村は、中央アルプスの雄大な山々と木曽ヒノキに代表される森林資源や中京圏の水源である木曽川やその支流の阿寺川など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に恵まれ、歴史を刻み、文化を継承し、様々な産業を育んできました。

しかしながら、今日の、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させ、地球温暖化をはじめオゾン層の破壊、大気汚染や河川の汚濁等の深刻な環境問題を引き起こし、多くの種の絶滅とともに人類の未来をも脅かすものとなってきています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、かけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っています。

私たちの生活が環境へ影響を与えていることを自覚し、自らの生活、社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければなりません。

このため私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して大桑村の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造を積極的に推進するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、村、事業者及び村民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 事業者 村内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、村民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境

への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 村は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 村は、環境の保全及び創造に関する施策に村民の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 村は、環境の保全及び創造に関する施策及び環境保全に関する情報の収集を行うとともにその公開に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、村民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正な調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めるものとする。

- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 村は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに共生することができる環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 村長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 村長は、環境基本計画を定めるに当たっては、村民、事業者及び民間団体等（以下「村民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する大桑村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策

（村の施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第9条 村は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

（環境の保全上の支障防止）

第10条 村は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、村は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第11条 村は、村民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 村は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、村民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

（事業実施時における環境への配慮）

第12条 村は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第13条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 村は、環境への負荷の低減を図るため、村の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（公共的施設の整備等）

第14条 村は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全）

第15条 村は、自然環境の保全のため、山林及び農地の保全活動、多様な野生生物の生育及びその生息地の保護等について必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進）

第16条 村は、村民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動への支援）

第17条 村は、村民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境状況の把握等）

第18条 村は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

- 2 村は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 村は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに村民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

第20条 村は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 村は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等（以下「国等」という。）と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第21条 村は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、村の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

- 2 村は村民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第22条 村は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 大桑村環境審議会

第23条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大桑村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

- 3 審議会は、前項に定める事項に関し、村長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募等により選出された村民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他村長が適当と認める者

- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(その他)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○大桑村ポイ捨て等防止条例

平成13年 3月21日 条例第7号
改正 平成15年 3月20日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、村民等、事業者、土地・建物の占有者等及び村が一体となって、空き缶・たばこの吸い殻等の散乱防止、ふん害の防止、清掃その他の環境美化の促進に関する取組の推進を図り、もって本村の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 村民、村内に滞在する者及び村内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 事業活動を営むすべての者をいう。
- (3) 土地・建物の占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶・たばこの吸い殻等 空き缶、空き瓶その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、ガムのかす、包装袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (5) ふん害 飼養管理されている犬及び猫が排泄するふんにより公共の場所を汚すことをいう。
- (6) 空き缶等回収容器 空き缶等飲食料容器(飲食料を収納している缶、瓶、紙その他の容器をいう。)を回収する容器をいう。

(村の責務)

第3条 村は、空き缶・たばこの吸い殻等の散乱及びふん害の防止に関する必要な措置を講ずるとともに、環境美化の促進に関する施策を効果的に実施するものとする。

2 村は、前項の規定による施策を推進するため、関係者に対して必要な指導及び協力等の要請を行うものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶・たばこの吸い殻等を持ち帰り、又は空き缶等回収容器に収納することにより、空き缶・たばこの吸い殻等を散乱させないようにしなければならない。

2 犬及び猫を飼養する者は、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所をふんにより汚してはならない。犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器を携帯してふんを回収しなければならない。

3 村民等は、環境美化の促進を図るため、地域における清掃活動その他の実施活動に自主的に参加するとともに、村が実施する空き缶・たばこの吸い殻等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶・たばこの吸い殻等の散乱を防止するとともに、環境美化の促進についての村民等に対する啓発及び再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、村が実施する空き缶・たばこの吸い殻等の散乱防止に関する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲食料を販売する小売業者は、その販売する場所に空き缶等回収容器を設置する等空き缶等飲食料容器の回収に努めなければならない。

4 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、村民等への啓発を行わなければならない。

(土地・建物の占有者等の責務)

第6条 土地・建物の占有者等は、占有又は管理する場所に空き缶・たばこの吸い殻等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ清潔で美しい環境づくりに努めなければならない。

2 土地・建物の占有者等は、村が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 村長は、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草（枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。）の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周辺の環境を著しく損なうおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。

(立入調査等)

第8条 村長は、この条例の施行のために必要な限度において、村長の指定する職員を土地又は建物に立ち入らせ、調査及び指導させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第9条 村長は、この条例の目的に反すると認められる者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第10条 村長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、勧告することができる。

(命令及び公表)

第11条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 村長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨公表することができる。

(罰則)

第12条 第11条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

(環境美化監視員)

第14条 村長は、地域における環境美化の促進を図るため、環境美化監視員を置くことができる。

(関係法規の活用)

第15条 村長は、空き缶・たばこの吸い殻等の散乱を防止し、環境美化を促進するため、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(補則)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日条例第11号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○大桑村不法投棄監視連絡員設置要綱

平成13年3月21日告示第28号

(趣旨)

第1 この要綱は、村内における廃棄物の不法投棄等(不適正処理を含む。以下同じ。)の行為を早期に発見するとともに、この行為を未然に防止するため、不法投棄監視連絡員(以下「監視連絡員」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2 村長は、監視連絡員を任命するものとする。

(定数)

第3 監視連絡員の定数は、6人とする。

(身分証明書)

第4 村長は、その身分を示す身分証明書(様式第1号)を交付する。

(担当区域)

第5 監視連絡員の担当区域は、村長が指定する。

(任務及び業務)

第6 監視連絡員は、村内において定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄等に関する情報を村及び警察等関係機関に通報するものとする。

2 前項に定める任務を遂行するため、監視連絡員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 担当区域内をパトロールし、廃棄物の不法投棄等に関する情報を村長に通報する。

(2) 不法投棄等を行った者又は行おうとしている者に対して、状況に応じてこれらの行為を中止するよう指導に努める。

(3) 村等が行う一斉パトロール等に参加する。

(4) その他、廃棄物の不法投棄等の防止に関して必要な業務

(勤務日及び時間)

第7 勤務日は、毎月2回程度とし、1回の勤務時間を4時間程度とする。

(業務の報告)

第8 監視連絡員は、業務に従事した日の属する月の翌月の10日までに、不法投棄監視連絡員業務報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により業務の実施状況を村長に報告するものとする。

(任用期間)

第9 監視連絡員の任用期間は、1年以内とし、再任は妨げないものとする。

(解任)

第10 監視連絡員は、次の各号の一つに該当する場合は、解任されるものとする。

(1) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は職務上の義務違反その他監視連絡員たるに適しない非行があったとき。

(費用弁償)

第11 研修会に参加する旅費は、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(平成10年条例第21号)の定めるところによる。

(補則)

第12 この要綱の実施に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

○大桑村環境審議会規則

平成28年6月16日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、大桑村環境基本条例（平成28年条例第19号）第23条の規定に基づき、大桑村環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●大桑村環境審議会名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	鈴木 武	大桑村議会 総務社会常任委員長	
副会長	早川 孝	大桑村公民館長	
委 員	畔上 広幸	木曽地域振興局 環境課長	
委 員	羽根田 博	大桑村農業委員会委員長	
委 員	麦島 時彦	木曽農業協同組合大桑支所長	
委 員	坂家 重吉	木曽南部森林組合長	
委 員	櫻井 秀夫	大桑村商工会長・大桑村観光協会長	
委 員	半坂 純孝	大桑村建設事業協力会会長	
委 員	須賀 幸弘	教育長	
委 員	大前 信雄	村長推薦	